

# 体験寺子屋事業実施要領

令和6年4月1日  
静岡県教育委員会

この実施要領は体験寺子屋事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、事業を適切に実施するために必要な事項を定める。

## 1 目的

様々な体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を創設することにより、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むとともに地域コミュニティの創設・醸成を目指す。

また、本事業を通じて学校・家庭・地域の連携を図り、地域全体で子供を育む環境整備を推進する。

## 2 事業内容

### (1) 事業形態

県から(2)に定める民間団体への補助事業とする。

ア 民間団体が地域の社会教育施設等（以下「実施場所」という。）において、日帰りの体験活動に取り組む事業（当該年度内に4日以上（1日あたり2時間程度）実施する活動に限る。）を実施する場合は、対象経費の2分の1以内（1,000円未満端数切り捨て）とし、4万円を限度として補助する。なお、実施する体験活動は各日において異なる内容であっても差し支えない。

イ 民間団体が地域の実施場所又は宿泊が可能な施設（以下「宿泊施設」という）において、1泊の期間の宿泊を伴う体験活動に取り組む事業を実施する場合は、対象経費の2分の1以内（1,000円未満端数切り捨て）とし、4万円を限度として補助する。

ウ 民間団体が地域の実施場所又は宿泊施設において、2泊以上の期間の宿泊を伴う体験活動に取り組む事業を実施する場合は、対象経費の2分の1以内（1,000円未満端数切り捨て）とし、6万円を限度として補助する。

### (2) 民間団体

この要綱において補助の対象となる民間団体とは、行政・学校関係者、PTA、自治会、青少年団体、大学生などから構成される市町単位の実行委員会、NPO法人、地域教育推進協議会（コンソーシアム）など継続的な実施が可能な団体であり、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 営利を目的とせず、公益性があること。

イ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

### (3) 体験活動

この要綱において補助の対象とする体験活動とは、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、民間団体が地域のニーズに沿って計画・実施する様々な活動をいい、原則として静岡県内で実施するものに限る。

#### (4) 実施方法

事業を実施する民間団体は以下の事項に留意して事業を実施すること。

- ア 事業に参加する子供は、原則として、県内に居住、在学しているものとする。
- イ 事業に参加する子供は、原則として、小学校又は中学校の3以上の学年による5人以上の異年齢集団（以下、「異年齢集団」）となるようにすること。
- ウ 事業を実施する民間団体は、「体験寺子屋事業補助金交付申請書作成マニュアル」（以下、「補助金申請マニュアル」という。）を参考に、異年齢集団の参加者名簿を作成すること。
- エ 子供たちの安全に十分留意し、事業計画に基づいて適切な指導・支援を行うこと。
- オ 事業の実施上の責任は、実施する民間団体が負うものとする。また、体験活動の実施や宿泊の準備、食事、入浴、清掃などの生活習慣体験、集団生活でのルールづくりなど、子供たちの主体的な活動をボランティア（世話人）等が支援し、関係機関との連絡調整をコーディネーター等が行うこと。
- カ 参加者は全ての活動へ参加することを原則とするが、民間団体の判断により、参加者の追加や欠席、遅参、早退を認めることができる。ただし、参加者数の増減があった場合においても、異年齢集団を対象に事業を実施すること。
- キ 事業実施に当たっては、市町社会教育主管課又は地域学校協働活動主管課（以下「市町主管課」という。）と連携するとともに、既存の組織を活用し、学校、家庭、地域が連携することにより、地域の教育力の向上が図られるよう配慮すること。

#### (5) 実施場所・宿泊施設

この要綱において実施場所又は宿泊施設は、次の条件を満たしていること。

- ア 防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。
- イ 事業の実施について、施設設置者若しくは管理者の同意が得られていること。

### 3 補助の対象経費

対象経費は、事業に要する経費とする。

ただし、備品購入費、事業実施中に破損、汚損してしまった物品の弁償代金、その他事業の趣旨にそぐわない支出を除く。詳細については、補助金申請マニュアルを参考にする。

### 4 事務手続き

事業を実施する民間団体は、要綱に定める様式を静岡県教育委員会のホームページからダウンロードして作成する。申請書等の作成にあたっては、補助金申請マニュアルに基づき作成すること。

#### (1) 補助金交付申請

- ア 事業を実施する民間団体は、要綱に定める補助金交付申請書類一式（様式第1～4号及びその他必要と認める書類（以下、「交付申請書等」という。））を市町主管課（補助金申請マニュアルに掲載）へ提出する。
- イ 市町主管課は、提出された交付申請書等に記載漏れがないか等を確認し、送付書（別紙1）を添えて速やかに県へ送付する。ウ 県は、交付申請書等の内容を審査し、適当と認められた民間団体へ補助金交付決定通知書を送付し、交付決定をした旨を別紙2により市町主管課へ伝達する。

エ 補助金交付決定された民間団体は、年度内に事業計画により事業を実施する。

## (2) 変更承認申請等

申請した事業の内容の変更を行う場合は、あらかじめ、要綱に定める変更承認申請書類一式（様式第2、5号、経費内訳が変更する場合は様式第3号及びその他必要と認める書類）を県へ提出する。

また、事業の中止又は廃止等を行う場合は、速やかに県へ連絡する。

## (3) 補助金実績報告、補助金の支払

ア 事業を実施した民間団体は、事業終了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに要綱で定める実績報告書類一式（様式第2、3、6号及びその他必要と認める書類（以下「実績報告書等」という。））を県へ提出する。

イ 県は、実績報告書等の内容を審査し、適当と認められた民間団体へ補助金交付確定通知書を送付する。

ウ 民間団体は、補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書（様式第7号）を県へ提出する。

エ 県は、請求書を受領した日から起算して15日以内に補助金を民間団体へ交付する。

## 5 その他

- (1) 申請等に係る経費（通信料等）は全て申請団体の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本事業の実施に当たっては静岡県遊技業協同組合寄附金を活用する。

## 6 問合せ先・提出先

静岡県教育委員会社会教育課地域家庭班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（静岡県庁西館8階）

TEL：054-221-3162

E-mail：kyoui\_sspct@pref.shizuoka.lg.jp

(別紙 1)

令和 年 月 日

静岡県教育委員会社会教育課地域家庭班 宛て

〇〇市町〇〇課

体験寺子屋事業費補助金交付申請書の送付について

このことについて、補助金交付申請がありましたので関係書類を送付いたします。

提出前に必ずチェックをお願いします

- 交付申請書 (様式第 1 号)
- 事業計画書 (様式第 2 号)  
※事業担当者連絡先の記載があるか確認をお願いします
- 収支予算書 (様式第 3 号)
- 資金状況調べ (様式第 4 号)
- その他資料 (募集チラシ、活動内容の補足資料等)
- 体験寺子屋補助金交付申請チェックリスト
- 申請書受領日 令和 年 月 日  
確認者 職・氏名  
市町担当者電話番号  
市町担当者メールアドレス

【連絡事項】

- (1) 地域の様々な団体活動を把握していただくことを目的に申請窓口を市町としております。
- (2) 補助要件の確認など市町担当者による内容審査は不要ですが、申請者が窓口で直接持参された場合など、明らかな誤り、記載漏れ等について、その場で修正対応が可能な場合は御協力をお願いします。
- (3) 民間団体より交付申請書等が提出された場合は速やかに県に送付してください。
- (4) 交付申請書の送付手続き以降の事務(変更承認申請、実績報告等)は県が対応します。

(別紙2)

令和 年 月 日

〇〇市町〇〇課 御中

静岡県教育委員会社会教育課地域家庭班

体験寺子屋事業費補助金の交付決定について (情報提供)

このことについて、下記により補助金交付決定をしましたので御確認ください。

【団 体 名】

【代 表 者】

【交付決定日】

【交付決定金額】 円

【備 考】

【連絡事項】

今後の事務(変更承認申請、実績報告等)は県が対応しますので、問合せ等ありましたら、下記担当を御案内ください。

担当 教育委員会社会教育課  
地域家庭班 ( )  
電話 054-221-